第五十九条　第二条の表五十七の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一・二　略］

三　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第五十六条第一項（同法第五十七条第七項において準用する場合を含む。）の私立学校教職員共済制度の加入者による療養費又は家族療養費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者又は当該者の被扶養者に係る出入国関係情報

［四・五　略］

六　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十一条第一項の私立学校教職員共済制度の加入者による出産費の支給の請求又は私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十一条第三項の私立学校教職員共済制度の加入者による家族出産費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該請求に係る子及び当該請求を行う者又は当該者の被扶養者に係る戸籍関係情報

ロ　当該請求を行う者又は当該者の被扶養者に係る出入国関係情報

七　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十一条第二項の私立学校教職員共済制度の加入者であった者に係る出産費の支給の請求に係る事実についての審査又は出産費の支給に関する事務　次に掲げる情報

［イ　略］

ロ　当該支給の請求を行う者に係る出入国関係情報

ハ　［略］

［八～十七　略］

十八　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十三条の二第一項の私立学校教職員共済制度の加入者による一時金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者に係る出入国関係情報

［十九　略］

二十　私立学校教職員共済法施行規則第一条の五の私立学校教職員共済制度の加入者による被扶養者の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ハ　略］

ニ　当該申請に係る被扶養者に係る出入国関係情報

ホ　当該申請に係る被扶養者に係る在留カード関係情報

ヘ　当該申請に係る被扶養者に係る特別永住者証明書関係情報

［ト・チ　略］

［二十一～二十五　略］

第六十条　第二条の表五十八の項で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である厚生労働大臣に係るものは、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報のうち、厚生年金保険の実施者である厚生労働大臣に係るものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　厚生年金保険法第二十六条第一項の申出（同法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者（次号及び第三号において「第一号厚生年金被保険者」という。）に係るものに限る。）に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ・ロ　略］

第五十九条　［同上］

［一・二　同上］

［新設］

三・四　［同上］

五　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十一条第一項の私立学校教職員共済制度の加入者による出産費の支給の請求又は私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十一条第三項の私立学校教職員共済制度の加入者による家族出産費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求に係る子及び当該請求を行う者又は当該者の被扶養者に係る戸籍関係情報

［新設］

六　［同上］

［イ　同上］

［新設］

ロ　［同上］

七～十六　［同上］

［新設］

十七　［同上］

十八　［同上］

［イ～ハ　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

ニ・ホ　［同上］

十九～二十三　［同上］

第六十条　［同上］

一　厚生年金保険法第二十六条第一項の申出（同法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者（次号において「第一号厚生年金被保険者」という。）に係るものに限る。）に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ・ロ　同上］